

科学技術・学術審議会の概要

1. 主な所掌事務

- (1) 文部科学大臣の諮問に応じて、科学技術の総合的振興に関する重要事項及び学術の振興に関する重要事項を調査審議し、又は文部科学大臣に意見を述べること。
- (2) 以下の事項に係る調査審議等
 - ① 海洋開発に係る総合的・基本的事項
 - ② 測地学及び政府機関の測地事業計画に係る事項
 - ③ 技術士法の規定に基づく事項

2. 構成等（科学技術・学術審議会令）

- (1) 委員30人以内、任期2年（再任可）。
- (2) 委員は、文部科学大臣が任命する。分科会に属すべき委員は、文部科学大臣が指名する。
- (3) 会長は、委員の互選により選任する。
会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- (4) 次の分科会を設置する。

名 称	所掌事務の概要
研究計画・評価分科会	① 科学技術に関する研究開発計画の作成及び推進に関する重要事項 ② 科学技術に関する研究開発の評価に係る基本的な政策の企画・立案・推進に関する重要事項 ③ 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整方針に関する重要事項
資源調査分科会	資源の総合的利用に関する重要事項
学術分科会	学術の振興に関する重要事項
海洋開発分科会	海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項
測地学分科会	測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項
技術士分科会	① 技術士制度に関する重要事項 ② 技術士法の規定により審議会の権限に属させられた事項

- (5) 臨時委員及び専門委員を置く。
- (6) 審議会及び分科会には、必要に応じて部会を設置。

科学技術・学術審議会に置く部会及び委員会について

令和3年3月18日
科学技術・学術審議会決定

1. 科学技術・学術審議会令（平成12年政令第279号）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の部会を置く。

名称	調査審議事項
基礎研究振興部会	基礎研究に関する重要事項について審議を行う。
研究開発基盤部会	科学技術を支える先端的な研究施設・設備等の研究基盤の整備・高度化・利用や複数領域に横断的に活用可能な科学技術に関する重要事項について審議を行う。
産業連携・地域振興部会	研究開発成果の普及・活用の促進をはじめとする産学官連携の推進や地域が行う科学技術の振興に関する重要事項について審議を行う。
生命倫理・安全部会	ライフサイエンスにおける生命倫理及び安全の確保に関する重要事項について審議を行う。

2. 科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定）第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名称	調査事項
国際戦略委員会	科学技術イノベーションの創出及び国際展開を図るため、科学技術・学術分野の活動の国際戦略に関する重要事項について調査検討を行う。
情報委員会	Society 5.0、データ駆動型社会への変革に的確に対応し、科学技術及び学術の振興を図るため、情報科学技術の研究開発等の戦略の策定、学術情報基盤の在り方、次世代の計算基盤の在り方のほか、幅広い観点から調査検討を行う。
人材委員会	科学技術及び学術の振興を図るために必要な人材に関して、幅広い観点から調査検討を行う。

※分科会については、科学技術・学術審議会令の規定により設置されている

科学技術・学術審議会に置く委員会について

令和3年10月13日
科学技術・学術審議会決定

科学技術・学術審議会運営規則（平成13年2月16日 科学技術・学術審議会決定）
第6条第1項の規定に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を置く。

名称	調査事項
大学研究力強化委員会	科学技術イノベーションの源泉となる大学等の研究力強化を図るため、大学等における科学技術に関する研究開発に関する重要事項について、幅広い観点から調査検討を行う。